



# 島根県報

平成25年4月19日（金）

第2,488号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	（障がい福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	（ 〃 ）	2
障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業廃止の届出	（ 〃 ）	3
障害者自立支援法の規定による指定障害者支援施設の指定の辞退の届出	（ 〃 ）	4
障害者自立支援法の規定による指定一般相談支援事業者の指定	（ 〃 ）	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定一般相談支援事業者の指定	（ 〃 ）	4
障害者自立支援法の規定による指定一般相談支援事業の廃止の届出	（ 〃 ）	5
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定一般相談支援事業の廃止の届出	（ 〃 ）	6
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定	（ 〃 ）	6
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の名称の変更	（ 〃 ）	7
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の所在地の変更	（ 〃 ）	7
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業所の指定	（ 〃 ）	7
農業振興地域の指定	（農業経営課）	8
農業振興地域の指定の一部改正	（ 〃 ）	9
平成24年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	（食料安全推進課）	9
県営土地改良事業の工事の完了	（農村整備課）	9

### 【公 告】

平成25年度毒物劇物取扱者試験の実施	（薬事衛生課）	9
特別保護地区の保護に関する指針の案の縦覧	（森林整備課）	11
公共測量の終了	（用地対策課）	11

### 【特定調達公告】

空港用除雪トラックの調達に係る一般競争入札の実施	（港湾空港課）	12
--------------------------	---------	----

**告 示****島根県告示第279号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成25年4月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人慈光会	通所介護	湯の郷苑デイサービス	大田市温泉津町井田口255	平成25年4月9日
	介護予防通所介護	センター よんさいや		

**島根県告示第280号**

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）第1条の規定による改正前の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成25年4月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人正光会	生活介護	こころクラブ 海陽堂	益田市高津町イ2354-5	平成25年1月1日
医療法人正光会	短期入所	グループホーム光ヶ丘	益田市高津町イ2354-5	平成25年1月1日
医療法人正光会	共同生活介護 共同生活援助	グループホーム光ヶ丘	益田市高津町イ2354-5	平成25年1月1日
特定非営利活動法人浜田自立支援センター ウェルチャーム	就労継続支援A型	指定就労継続支援事業 所いなほの郷	浜田市下府町190番地	平成25年2月1日
株式会社ナノケアめろす	居宅介護 重度訪問介護	ヘルパーステーション 優樹	松江市宍道町伊志見410番地	平成25年2月1日
社会福祉法人かなぎ福祉会	居宅介護	緑ヶ丘ヘルパーステーション	浜田市浅井町122-2	平成25年3月1日
株式会社ラッシュライフ	居宅介護 重度訪問介護	訪問介護ステーション はる	出雲市大津町455-14	平成25年2月1日
株式会社メディカル・ケア西日本	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	こころねヘルパーステーション西津田	松江市西津田三丁目13番3号	平成24年7月1日
社会福祉法人あおぞら福祉会	生活介護	生活介護事業所 野の花	雲南市大東町仁和寺935-1	平成25年3月1日

**島根県告示第281号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉

サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成25年4月19日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
NPO法人さくらんぼの家	共同生活援助	さくらんぼハウス	松江市島根町大芦2328-1	平成25年4月1日
特定非営利活動法人つわぶきの里	就労継続支援B型	つわぶきの里	鹿足郡津和野町森村口104番地	平成25年4月1日
社会福祉法人しののめ	生活介護	生活介護事業所しののめ	松江市東出雲町揖屋1177-1	平成25年4月1日
社会福祉法人いわみ福祉会	就労継続支援A型	ワークくわの木 かなぎライディングパーク	浜田市金城町久佐イ1390-8	平成25年4月1日
NPO法人ふきのとう	生活介護	生活介護「あすなろ」	仁多郡奥出雲町横田1128番地28	平成25年4月1日
社会福祉法人斐川あしたの丘福祉会	生活介護 就労継続支援B型	斐川あしたの丘	出雲市斐川町直江3909-1	平成25年4月1日
特定非営利活動法人IZUMO自立支援センター	共同生活介護 共同生活援助	共同生活事業所つばめ	出雲市大津新崎町二丁目4番地1	平成25年4月1日
社会福祉法人松江市社会福祉協議会	同行援護	社会福祉法人松江市社会福祉協議会 美保関介護センター	松江市美保関町片江2268-8	平成25年4月1日
株式会社オレンジロード	居宅介護 重度訪問介護	松江24時間介護センター	松江市西持田町341番地1	平成25年4月1日
社会福祉法人島根整肢学園	生活介護	松江市東生馬町15番地1	松江市東生馬町15番地1	平成25年4月1日

### 島根県告示第282号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）第1条の規定による改正前の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成25年4月19日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人亀の子	就労移行支援	亀の子工房	大田市長久町長久口267-6	平成25年3月31日
社会福祉法人松江市社会福祉協議会	居宅介護 同行援護	社会福祉法人松江市社会福祉協議会 八束介護センター	松江市八束町波入1933	平成25年3月31日
社会福祉法人山陰家庭学院	共同生活介護 共同生活援助	共同生活介護・共同生活援助事業所しおかぜ	松江市西川津町2698-7	平成25年3月31日

社会福祉法人千鳥福祉会	共同生活介護 共同生活援助	千鳥福祉会ウインザー	松江市下東川津町159-1	平成25年 3 月 31 日
社会福祉法人千鳥福祉会	共同生活介護	千鳥福祉会のっと	松江市西持田町880-1	平成25年 3 月 31 日
社会福祉法人まつえ友愛会	居宅介護 重度訪問介護	障害福祉サービス事業所 y o u 愛	松江市菅田町438番地 1	平成25年 3 月 31 日
社会福祉法人出雲市社会福祉協議会	生活介護 就労継続支援 B 型	斐川あしたの丘	出雲市斐川町直江3909-1	平成25年 3 月 31 日
株式会社 I S M	共同生活介護 共同生活援助	共同生活事業所つばめ	出雲市大津新崎町 2 - 4 - 1	平成25年 3 月 31 日
特定非営利活動法人地域活動支援センターよしかの里	就労移行支援	特定非営利活動法人地域活動支援センターよしかの里	鹿足郡吉賀町六日市576-3	平成25年 3 月 31 日

## 島根県告示第283号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）第1条の規定による改正前の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定により、次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があったので、同法第51条第3号の規定により告示する。

平成25年 4 月 19 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人島根県社会福祉事業団	障害者支援施設 厚生センター東雲寮	松江市上乃木 7 - 1 - 28	平成25年 3 月 31 日

## 島根県告示第284号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）第1条の規定による改正前の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

平成25年 4 月 19 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人正光会	地域移行支援 地域定着支援	ここから相談所 そら	益田市高津町イ2354-5	平成25年 1 月 1 日
社会福祉法人わかば会	地域移行支援 地域定着支援	サポートセンターおおち	邑智郡美郷町粕淵117番地 1	平成25年 1 月 1 日

## 島根県告示第285号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

平成25年4月19日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人島根ライ トハウス	地域移行支援 地域定着支援	ねっとわーくしのめ	松江市宍道町西来待2074- 1	平成25年4月1日
社会福祉法人島根整肢 学園	地域移行支援 地域定着支援	東部島根医療福祉セン ター	松江市東生馬町15番地1	平成25年4月1日
社会福祉法人みどり福 祉会	地域移行支援 地域定着支援	ぎば工房ひろせ相談支 援センター	安来市広瀬町広瀬1590番地	平成25年4月1日
社会福祉法人しのめ	地域移行支援 地域定着支援	指定相談支援事業所し のめ	松江市東出雲町揖屋1134- 1	平成25年4月1日
社会福祉法人ひらた福 祉会	地域移行支援 地域定着支援	プレーグ	出雲市灘分町613番地 出雲 市立総合医療センター内ひ らた健康福祉センター1F	平成25年4月1日
社会福祉法人ふらっと	地域移行支援 地域定着支援	相談支援事業所ジョイ	松江市石橋町225	平成25年4月1日
社会福祉法人梅寿会	地域移行支援 地域定着支援	ラポール宝生苑	益田市久城町531番地	平成25年4月1日
株式会社フィリア	地域移行支援 地域定着支援	相談支援事業所フィリ ア	出雲市平田町911番地	平成25年4月1日
社会医療法人千鳥福祉 会	地域移行支援 地域定着支援	ひまわり	松江市下東川津63-5	平成25年4月1日
社会福祉法人喜和会	地域移行支援 地域定着支援	指定一般相談支援事業 所 太陽の里	出雲市斐川町名島90番地	平成25年4月1日
NPO法人ふきのとう	地域移行支援 地域定着支援	NPO法人ふきのとう 指定相談支援事業所	仁多郡奥出雲町横田1128番 地28	平成25年4月1日
特定非営利活動法人こ ころ	地域移行支援 地域定着支援	アクティブきたほり	松江市北堀町48番地	平成25年4月1日
社会福祉法人仁多福祉 会	地域移行支援 地域定着支援	サポートセンターけや き	仁多郡奥出雲町三成208-2	平成25年4月1日
社会福祉法人E.G.F	地域移行支援 地域定着支援	相談支援事業所ぶらっ と	益田市有明町4-71	平成25年4月1日

## 島根県告示第286号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）第1条の規定による改正前の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、次のとおり指定一般相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第1項第2号の規定により告示する。

平成25年4月19日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人ス	地域移行支援	やまびこ園	出雲市佐田町一窪田1988番	平成24年12月31日

サノオの風	地域定着支援		地	
特定非営利活動法人ぶらっと	地域移行支援 地域定着支援	特定非営利活動法人ぶらっと	益田市有明町4-71	平成25年3月31日

## 島根県告示第287号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、次のとおり指定一般相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第1項第2号の規定により告示する。

平成25年4月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人せんだん会	地域移行支援 地域定着支援	梨の木園	安来市飯梨町303-1	平成25年4月1日

## 島根県告示第288号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成25年4月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
まつぎクリニック	出雲市姫原四丁目10-2	精神通院医療	平成25年4月1日
さいかまち薬局	松江市雑賀町70-2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成25年4月1日
母衣町薬局	松江市母衣町198-4	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成25年4月1日
松江調剤薬局	松江市田和山町61	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成25年4月1日
ながはま薬局	出雲市西園町332-3	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成25年4月1日
平安堂薬局ラピタ大社店	出雲市大社町杵築南996	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成25年4月1日
あけぼの調剤薬局	益田市あけぼの西町15-8	精神通院医療	平成25年4月1日
斐川訪問看護ステーションさくら	出雲市斐川町莊原2172-3	精神通院医療	平成25年4月1日

島根県告示第289号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）第1条の規定による改正前の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成25年4月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		所 在 地	自 立 支 援 医 療 の 種 類	変 更 年 月 日
名 称				
変 更 前	変 更 後			
ディー・シー・ビー薬局松江サティ店	D・C・B薬局イオン松江店	松江市東朝日町151	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成25年3月1日

島根県告示第290号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）第1条の規定による改正前の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成25年4月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関			自 立 支 援 医 療 の 種 類	変 更 年 月 日
名 称	所 在 地			
		変 更 前	変 更 後	
D・C・B薬局イオン松江店	松江市東朝日町151 松江サティ内	松江市東朝日町151	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成25年3月1日
グリーン調剤薬局益田店	益田市中吉田町427 -1	益田市中吉田町1097 -6	精神通院医療	平成24年11月3日

島根県告示第291号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1号の規定により告示する。

平成25年4月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 児童発達支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人松江福祉会	ふじのみ園	松江市春日町532-5	平成25年4月1日
社会福祉法人島根整肢学園	多機能型事業所 サテライトいくま	松江市東生馬町15-1	平成25年4月1日
社会福祉法人はびねす福祉会	障がい児デイサービスセンター あゆみの里	益田市横田町2087-1	平成25年4月1日

社会福祉法人雲南広域福祉会	児童発達支援事業所 さくら教室	雲南市加茂町三代691-1	平成25年4月1日
---------------	-----------------	---------------	-----------

## 2 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社いずみ	ゆめはうす	松江市西川津町491-11	平成25年4月1日
社会福祉法人山陰家庭学院	放課後等デイサービス事業所 みのりの家	松江市島根町大芦5707	平成25年4月1日
特定非営利活動法人プロジェクトゆうあい	キッズスペースゆうあい	松江市北堀町35-14	平成25年4月1日
特定非営利活動法人プロジェクトゆうあい	第2キッズスペースゆうあい	松江市北堀町59-2	平成25年4月1日
社会福祉法人島根整肢学園	多機能型事業所 サテライトいくま	松江市東生馬町15-1	平成25年4月1日
特定非営利活動法人IZUMI自立支援センター	すだちクラブ	出雲市大津新崎1-50-7	平成25年4月1日
社会福祉法人はびねす福祉会	障がい児デイサービスセンター あゆみの里	益田市横田町2087-1	平成25年4月1日
社会福祉法人亀の子	かめっ子クラブ	大田市長久町口268-2	平成25年4月1日
社会福祉法人雲南広域福祉会	放課後等デイサービス事業所 さくら教室	雲南市加茂町三代691-1	平成25年4月1日

## 3 保育所等訪問支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人つわぶき	児童発達支援センターやましろ	松江市山代町1001	平成25年4月1日
社会福祉法人創文会	ハートピア出雲スマイル	出雲市武志町693-4	平成25年4月1日

## 島根県告示第292号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により、農業振興地域を次のとおり指定する。

平成25年4月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 地 域 名

## 地 域 の 範 囲

奥出雲地域 奥出雲町のうち次の図面の赤色で着色した部分（(7)平成9年横田町告示第89号により定められた横田（奥出雲町）都市計画用途地域、(4)平成19年島根県告示第23号により定められた斐伊川地域森林計画区（以下「斐伊川地域森林計画区」という。）の林班番号第11、第12、第14、第15、第17、第18、第34～第37、第43～第53、第55～第58、第88、第89、第132、第135～第188、第194、第195、第404～第408、第418～第420、第441～第455、第461～第473、第476、第477、第482～第484のうち昭和47年9月1日現在の保安林、(7)斐伊川地域森林計画区の林班番号第12～第14、第142、第143のうち昭和47年9月1日現在の保安林に囲まれた区域、(エ)斐伊川地域森林計画区の林班番号第301～第304、第311、第313～第317、第320、第321、第324、第326、第333～第335、第337～第339、第344～第349、第352～第355、第359～第371、第383～第385、第390～第392、第401～第403のうち八川2536番2、2536番3、2536番5、2536番7、2536番8、2536番9、2536番10、2536番11、2536番12、2537番1、2537番2、2537番3、2537番4、2537番5、2537番6、2539番、2540番1、2540番2、2540番16、2540番17、2540番18、2540番

19、2540番20、2540番21、2540番22、2540番23、2540番24、2540番25以外の区域、(ア)斐伊川地域森林計画区の林班番号第19、第22、第23のうち昭和44年11月10日及び昭和46年10月9日契約された公社造林、(カ)昭和32年12月26日契約された獅子谷鉄山官行造林、(キ)昭和33年3月18日契約された原谷鉄山官行造林、(ク)昭和33年12月27日契約された谷奥鉄山官行造林、(ケ)昭和34年7月6日契約された小万才官行造林、(コ)昭和35年7月9日契約された板敷大谷官行造林、(カ)船通山国有林、(シ)八川国有林、(ス)小峠国有林、(セ)出雲坂根三井野原鉄道防備林、(ソ)旧横田町の平成10年4月7日現在の町有林（横田財産区第4林班）、(タ)昭和62年島根県告示第473号で仁多町の区域のうち、別添図面の赤色斜線部分を農業振興地域の縮小を行うとされた区域）を除く区域

(注) 「次の図面」は、省略し、島根県庁、東部農林振興センター及び奥出雲町役場に備えて縦覧に供する。

### 島根県告示第293号

農業振興地域の指定（昭和47年島根県告示第886号）の一部を次のように改正する。

平成25年4月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

2 仁多地域の項を次のように改める。

2 削除

11 横田地域の項を次のように改める。

11 削除

### 島根県告示第294号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による平成24年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成25年4月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	検査成績
10841697094	鶴勝（2012子島黒1120106）	肉用牛 黒毛和種	2級

### 島根県告示第295号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成25年4月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日
徳前地区農道事業（県営基幹農道整備事業）	平成25年2月5日

**公 告**

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成25年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第8条の規定により公告する。

平成25年4月19日

島根県知事 溝口 善兵衛

#### 1 試験日時

平成25年8月7日（水）午前9時30分から午後0時20分まで

#### 2 試験場所

松江会場 松江市東津田町1741番地1 松江合同庁舎 講堂（2階）

大田会場 大田市長久町長久ハ7番地1 県央保健所 集団指導室（2階）

浜田会場 浜田市片庭町254番地 浜田合同庁舎 大会議室（2階）

#### 3 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

#### 4 試験科目

##### (1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

##### (2) 実地試験

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法（記述式による。）

#### 5 受験願書の請求先

住所地を管轄する保健所に請求すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-0887 松江市殿町128番地）に請求すること。郵送する場合は、封筒の表に「毒劇願書請求」と朱書きし、80円切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（定型郵便物として取り扱われるものに限る。）を同封すること。

#### 6 受験願書の受付期間

平成25年5月13日（月）から同月24日（金）まで

なお、郵送の場合は、5月24日付けの消印のあるものまでを有効とする。

#### 7 受験願書等の提出先

住所地を管轄する保健所に提出すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課へ提出すること。

#### 8 提出書類

- (1) 受験願書（毒物及び劇物取締法施行細則（昭和51年島根県規則第51号）第12号様式によること。）1通
- (2) 写真（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を貼り付け、氏名及び撮影年月日を記載した受験票（毒物劇物取扱者試験規程（昭和26年島根県告示第200号）第2号様式によること。）1通

#### 9 受験手数料

10,500円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の正本に貼り、納めること。

この収入証紙には、消印しないこと。

ただし、県外居住者で証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行発行の普通為替又は定額小為替により納めることができる。

なお、納付された受験手数料は、原則として返還しない。

#### 10 合格者の発表

平成25年9月13日（金）に島根県庁前及び各保健所の掲示板並びに島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

#### 11 その他

この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（電話0852-22-5259）にすること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区の指定をしようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により公告し、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該指定に係る区域の住民及び利害関係人は、同法第29条第4項において準用する同法第28条第5項の規定により、縦覧の期間が経過する日までの間に、知事に当該指針の案についての意見書を提出することができる。

平成25年4月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 指定をしようとする特別保護地区の名称、区域、存続期間及び指針の案

特別保護地区の名称	区 域	存 続 期 間	指 針 の 案
万寿寺特別保護地区	松江市の一部	平成25年11月1日から 平成35年10月31日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課及び東部農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

#### 2 縦覧の期間

平成25年4月19日から平成25年5月2日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成25年3月25日に終了した旨浜田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成25年4月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 作業種類

基準点測量

#### 2 作業期間

平成25年2月7日から平成25年3月25日まで

#### 3 作業地域

浜田市

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成25年4月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 調達内容****(1) 調達件名及び数量**

空港用除雪トラック 1台

**(2) 調達物品の特質等**

調達物品の性質等に関し、入札説明書で指定する特質等を有すること。

**(3) 納入期限**

平成25年12月27日（金）

**(4) 納入場所**

島根県隠岐郡隠岐の島町岬町岬1889-12

島根県隠岐支庁県土整備局 隠岐空港管理所

**2 入札参加資格**

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年1月6日島根県告示第4号）第4条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると改札の日の前日までに知事の承認を受け、物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格者名簿（5(1)車両類）に登載された者であること。

(3) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

**3 入札方法**

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

**4 入札参加希望者に要求される事項**

(1) この入札に参加を希望する者は、平成25年5月13日（月）午後4時までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

**5 入札及び開札の日時等****(1) 電子調達システムによる入札の期間**

平成25年5月24日（金）午前9時30分から平成25年5月30日（木）午後4時まで

## (2) 書面による入札の日時及び場所

## ア 日時

平成25年5月30日（木）午後4時

## イ 場所

〒685-8601 島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口24

島根県隠岐支庁県土整備局 業務部総務課

電話 08512-2-9726 ファクシミリ 08512-2-9759

## (3) 開札の日時及び場所

## ア 日時

平成25年5月31日（金）午後1時30分

## イ 場所

(2)イの場所

## 6 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成25年5月13日（月）午後5時までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は、次のとおり交付するほか、島根県ホームページ上に公開する。

## (1) 交付期間

本公告の日から平成25年5月13日（月）までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 交付場所

5(2)イの場所

## 7 その他

## (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

## (5) 郵便入札

認めない。

## (6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (8) 契約書作成の要否

要する。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : 1 Snow Plow for Airport use
- (2) Desired Date of Delivery : Friday, December 27, 2013
- (3) Place of Delivery : Oki Airport Management Office, Land Maintenance Group, Oki Branch Office, 1889-12 Misaki, Misaki-machi, Okinoshima-cho, Oki-gun, Shimane-ken, Japan
- (4) Bid tendering date and time : From 9 : 30AM on Friday, 24th of May, 2013 to 4 : 00PM on Thursday, 30th of May, 2013
- (5) Please tender all information to : General Affairs Group, Operations Department, Land Maintenance Group, Oki Branch Office, 24 Shiokuchi, Minato-machi, Okinoshima-cho, Oki-gun, Shimane-ken, 695-8601 Japan